

看護小規模多機能型居宅介護サービス利用契約書

看護小規模多機能ホーム仁風荘こうやまち

甲（利用者）

乙（事業者） 看護小規模多機能ホーム
仁風荘こうやまち

第1条 （看護小規模多機能型居宅介護サービスの目的）

乙は、介護保険法令及びこの契約に従い、甲に対し、その有する能力に応じ、その居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練（小規模多機能型居宅介護サービス）、訪問看護のサービスを提供します。

第2条 （甲の要介護状態区分等）

甲の契約日時点における要介護状態区分は_____です。

2 その要介護認定の有効期間は 令和____年____月____日から令和____年____月____日までです。

3 被保険者証に記載された認定審査会意見は次のとおりです。

（意見の記載がない時は斜線を引く）

4 甲は、小規模多機能型居宅介護サービスを受ける都度、乙に被保険者証を提示し、乙は、当該被保険者証により、甲の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。

5 甲と乙とは、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付します。

第3条 （指定を受けているサービス及び事業所）

乙の事業所は、別紙「重要事項説明書」に記載した地域密着型サービスについて、米子市長から、介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業者として指定を受けています。

2 甲は、別紙「重要事項説明書」にご利用事業所として記載された事業所から、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けます。

3 乙の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条 (契約期間)

この契約の期間は、令和____年____月____日 ～ 令和____年____月____日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 上記契約期間満了日の30日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条 (看護小規模多機能型居宅介護サービスの基本内容)

乙は、看護小規模多機能型居宅介護サービスとして、①通いサービスを中心として、②医療・介護訪問サービス、③ 宿泊サービス、④その他電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス、を組み合わせたサービスを提供します。

- 2 乙が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 乙が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

第6条 (看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的取扱方針)

乙は、乙の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

- 2 乙は、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第9条に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、甲が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
- 3 乙は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。
- 4 乙は、提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 乙は、懇切丁寧に看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、甲及びその家族等に対し、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 7 乙は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、甲又は他の利用者等の生命又

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- 8 乙は、甲が通いサービス及び訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等甲の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

第7条 （居宅サービス事業者等との連携）

乙は、甲に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 乙は、甲に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 3 乙は、甲に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了にあたり、甲又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、甲に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条 （居宅サービス計画の作成・変更等）

乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

- 2 乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画の作成変更の際には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第33号）第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行います。
- 3 乙は、甲が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他甲から申出があった場合には、甲に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第9条 （看護小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

乙の介護支援専門員は、甲の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

- 2 看護小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 乙の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び甲の様態の変化等を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 甲は、乙に対し、いつでも看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。乙の介護支援専門員は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する看護小規模多機能型居宅介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うよう計画を変更します。
- 5 乙の介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し又は変更した際には、甲及び

その家族等に対し、その内容を説明します。提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

第10条 （看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録）

乙は、甲に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。

2 乙は、甲に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。

3 甲は、乙に対し、いつでも同条第1項に規定する書面その他乙に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。

ただし、謄写に際して、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

4 乙は、甲に対して、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第11条 （訪問看護計画の作成・変更）

乙は、医師の診断に基づき、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。

2 訪問看護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

3 乙は、訪問看護計画の内容を、甲およびその家族に対して説明を行い、甲およびその家族の同意を得るものとします。

4 次のいずれかに該当する場合、乙は、第1条に規定する看護小規模多機能型居宅介護サービスの目的に従って、訪問看護計画を変更します。

① 甲の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護の変更を要する場合

② 甲およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合

5 乙は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、甲およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、甲およびその家族の同意を得るものとします。

第12条 （主治医との関係）

乙は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。

2 乙は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

3 地域医療情報連携ネットワークへ参加し、随時、円滑な情報共有を図ります。

第 13 条 （訪問看護サービスの内容）

甲が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、【看護小規模多機能型居宅介護サービス重要事項説明書】に記載されているとおりです。

- 2 乙は、【看護小規模多機能型居宅介護サービス重要事項説明書】に定めた内容について、甲およびその家族に説明を行います。
- 3 乙は、甲の居宅にサービス従事者を派遣し、第 11 条によって作成された訪問看護計画に基づき、甲に対して【看護小規模多機能型居宅介護サービス重要事項説明書】に定めた訪問看護のサービスを提供します。
- 4 甲およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、乙が提供する訪問看護のサービス内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合、甲およびその家族の同意をもって訪問看護のサービス内容とします。

第 14 条 （サービス提供の記録）

乙は、甲の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も 2 年間保管します。

- 2 甲およびその家族は、甲にかかる同条第 2 項のサービス実施記録簿を閲覧することができます。
- 3 甲およびその家族は、甲にかかる同条第 2 項のサービス実施記録簿を謄写することができます。ただし、謄写に際して、乙は甲またはその家族に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第 15 条 （利用料等）

乙が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

- 2 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、甲は、乙に対し、原則として、利用料の 1 割を支払います。ただし、介護保険法令に基づいて、甲が、保険給付を償還払い（一旦甲が乙に対し全額を支払い、その後甲が市町村から 9 割分の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、甲は、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 乙は、甲に対し、毎月翌日 15 日までに、当月のサービスの内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。請求書には、甲が利用した看護小規模多機能型居宅介護サービスにつき、利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を明示します。
- 5 甲は、乙に対し、当月の利用料を、毎月翌月 20 日までに「重要事項説明書」にある方法で支払います。
- 6 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。領収証には、乙が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

第 16 条 （保険給付の請求のための証明書の交付）

乙は、甲に対して提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、甲から利用料の全額の支払いを受けた場合、甲から求められたときは、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

第 17 条 （利用料の滞納）

甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合において、乙が、甲に対して 14 日以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで甲に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。

- 2 甲が、乙に対し、前項の一時停止の意思表示をし、14 日間経過しても全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第 18 条 （契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 甲の要介護状態区分が、要支援状態区分ないし自立と認定されたとき。
 - (2) 甲が死亡したとき。
 - (3) 第 15 条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき。
 - (4) 第 16 条に基づき、乙から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
 - (5) 甲が、介護保険施設へ入所したとき。
- 2 本人または身元保証人及び連帯保証人は契約終了後 7 日以内に残置物の引き取りをしなければならない。7 日間経過後になお残置物が引き取られていない場合には、医療法人養和会が残置物を処分することができるものとする。当該残置物の処分について費用が生じた場合には本人または身元引受人及び連帯保証人の負担とする。

第 19 条 （甲の解約権）

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7 日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第 20 条 （乙の解約権）

乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為（暴力行為やハラスメント行為を含む）をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第 1 条に定めるこの看護小規模多機能型居宅介護サービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、7 日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第 21 条 （損害賠償）

乙は、甲に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

- 2 乙は、万が一の事故発生に供えて損害賠償責任保険に加入しています。

第 22 条 （緊急時の対応）

乙は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合、乙は甲が指定する緊急連絡先に直ちに連絡します。

第 23 条 （身分証携行義務）

乙の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、甲や甲の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 24 条 （秘密保持）

乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は当該甲の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。
- 4 乙及び乙の従業員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は甲の家族の同意を得ることなく、甲又は甲の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第 7 条、第 21 条第 1 項ないし第 3 項及び第 6 項により守秘義務が免除されるとき。
 - (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 個人情報保護法第 23 条第 1 項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

第 25 条 （苦情処理）

甲又は甲の家族は、提供された看護小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲が同条第 1 項又は第 2 項の苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もいたしません。
- 4 乙は、甲から提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第 26 条 （合意管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 27 条 （契約外事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名等の上、1通ずつ保有するものとします。

重要事項説明書
(看護小規模多機能型居宅介護サービス)

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(米子市指定 第 3190200752 号)

当事業所はご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1 事業者の概要

法人名	医療法人 養和会
法人所在地	鳥取県米子市上後藤 3-5-1
代表者名	理事長 廣江 智
電話番号	0859-29-5351

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	看護小規模多機能ホーム仁風荘こうやまち
指定事業者番号	令和 6 年 9 月 1 日指定 米子市第 3190200752 号
所在地	鳥取県米子市紺屋町 104-2
電話番号	0859-38-1765
営業日	1 年を通して毎日
営業時間 (訪問サービス)	24 時間
同 (通いサービス)	9 時～16 時
同 (宿泊サービス)	16 時～9 時
通常の事業の実施地域	おおむね湊山中学校 その他の地域にお住まいの方はご相談ください
登録定員	24 名
利用定員 (通いサービス)	12 名
同 (宿泊サービス)	4 名
※ 当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承下さい。	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域、ご自宅で可能な限り暮らし続けられるように、介護保険法に従い、「通い」・「訪問」・「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供いたします。
運営の方針	ご利用者お一人お一人の人格を尊重し、それぞれの方に適したサービスを提供し、ご利用者の住まわれる地域に開かれた、地域に愛される、地域に信頼される事業所を目指します。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	職務内容	員数	勤務の体制
管理者	事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 法令等において規定されている指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名	常勤1名
介護従業者	介護職員 利用者に対し必要な介護及び支援を行います。	4名以上	常勤2名以上
	看護職員 利用者に対し必要な看護及び支援を行います。	2名以上	常勤2.5名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名	常勤1名

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

◎通いサービス

- ・看護小規模多機能ホーム仁風荘こうやまちにおいて、食事や入浴、排泄等の日常生活を行う上で必要なお世話や機能訓練を行います。

① 食事

- ・食事の提供および食事の介助
- ・調理場での調理介助

② 入浴

- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ・入浴動作の訓練

③ 排泄

- ・排泄動作の援助や訓練

④ 機能訓練

- ・ 自宅で生活を継続していく事を想定しての機能訓練

⑤ 健康チェック（看護師、介護士）

- ・ 血圧測定等の全身状態の把握

⑥ 医療処置

⑥ 送迎サービス

- ・ 希望により自宅と事業所間の送迎

◎宿泊サービス

- ・ 看護小規模多機能ホーム仁風荘こうやまちに宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活を行う上で必要なお世話や機能訓練を行います。
- ・ 宿泊室は全室個室で、定員は4名です。
- ・ 宿泊室の設備として「エアコン」「床暖房」「ベッド」「ナースコール」等を完備しています。

◎医療・介護訪問サービス

- ・ ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活を行う上で必要なお世話や、看護、医療処置、機能訓練を行います。
- ・ 訪問サービスを実施する為に必要な備品（水道、電気、ガス）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ② 飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
 - ③ ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ④ その他ご利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

＜サービスの利用料金について＞

ご利用料金は「サービス利用自己負担額」「各種加算」「自費料金」との総額となります。

ア「サービス利用自己負担額」（1割負担の場合）

要介護度別 利用料金	要介護 1 124,470 円	要介護 2 174,150 円	要介護 3 244,810 円	要介護 4 277,660 円	要介護 5 314,080 円
サービス利 用自己負担 額	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円

- ※ 上記自己負担額に加えて利用開始から30日間は初期加算として1日30円が必要となります。30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
- ※ 小規模多機能型処遇改善加算Ⅰとして、保険点数×10.2%の1割負担額が必要となります。
- ※ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画（介護予防）に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画（介護予防）に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割り引きまたは増額はいたしません。
- ※ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割

りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを利用した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）

※ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（「実費」参照）。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ「各種加算」（1割負担の場合）

加算項目	基本料金	算定内容
初期加算	30 円／日	利用開始日より 30 日間及び 30 日以上入院後

※ 該当する方のみに算定させていただきます。

加算項目	基本料金	算定内容
認知症加算（Ⅰ）	920 円／月	○ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ○ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 ○ 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ○ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定
認知症加算（Ⅱ）	890 円／月	○ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ○ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

認知症加算（Ⅲ）	760 円／月	認知症の日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算（Ⅳ）	460 円／月	要介護２であり、認知症の日常生活自立度Ⅱ

※ 該当する方のみ算定させていただきます。

加算項目	基本料金	算定内容
若年性認知症利用者受け入れ加算	800 円／月	若年性認知症と診断された者を受け入れた場合

※ 該当する方のみ算定させていただきます。

加算項目	基本料金	算定内容
緊急時対応加算	774 円／月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により 24 時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合（訪問については、訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1 月につき所定単位数を加算する。

※限度額管理の対象外となります。

加算項目	基本料金	対象者	算定内容
特別管理加算 （Ⅰ）	500 円／月	在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍等患者指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレの使用 留置カテーテルの使用	○対象の利用者について訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っていること ○利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出していること
特別管理加算 （Ⅱ）	250 円／月	在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱の設置 真皮を越える褥瘡	○訪問の際、利用者の症状が重篤だった場合、速やかに医師による診療を受けることができるように支援すること ○「真皮を越える褥瘡」の利用者には、1 週間に 1 回以上、褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い、褥瘡の発生部位と実施したケアを訪問看護記録書に記録すること ○「週 3 日以上点滴注射」の利用者には、点滴注射が終了した場

		週 3 日以上点滴注射	合、その他必要な場合、主治医に速やかに利用者の状態を報告し、点滴注射の実施内容を訪問看護記録書に記録すること
--	--	-------------	--

※限度額管理の対象外となります。

ターミナルケア加算	2500 円／死亡月	◦死亡日、死亡日前 14 日間以内に 2 日以上訪問し、ターミナルケアを行っていること。 ◦ターミナルケアを受ける利用者へ 24 時間連絡、訪問看護ができる環境にしておくこと。 ◦主治医と連携を取り、ターミナルケアに関わる計画や体制について、利用者、利用者の家族に対して十分な説明を行い、合意を得ていること。 ◦ターミナルケアを行うにあたって、利用者の身体状況の変化など必要な記録をしておくこと。 ◦厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえて、利用者の意思決定を基本とした医療やケアを医療・ケアチームが提供すること。
-----------	------------	---

※限度額管理の対象外となります。

加算項目	基本料金	算定内容
総合マネジメント 体制強化加算（Ⅰ）	1200 円／月	総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）の内容に加え 1) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 2) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること 3) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること 4) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること 5) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること

		6) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること ※3) ～6) を事業所の特性に応じて1 つ以上実施
総合マネジメント 体制強化加算 (Ⅱ)	800 円／月	個別サービスの計画と見直し等 (現行の 1,000 単位から見直し)

※限度額管理の対象外となります。

加算項目	基本料金	算定内容
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 円／月	イ) 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ) イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 ハ) イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15 円／月	＞加算 (Ⅰ) の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、①要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。②おむつ使用ありから使用なしに改善していること。③施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。①～③のいずれかを満たす。
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20 円／月	加算 (Ⅰ) の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、①又は③、かつ②を満たす。

※個人を特定される情報を含むものではありません。

加算項目	基本料金	算定内容
科学的介護推進体制加算	40 円／月	①利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出。②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供にあたり①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。

※個人を特定される情報を含むものではありません。

加算項目	基本料金	算定内容
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月	○（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 ○見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ○職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月	○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

※限度額管理の対象外となります。

加算項目	基本料金	算定内容
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 円/月	① 介護福祉士が 70%以上配置 ② 勤務年数 10 年以上介護福祉士 25%以上のいずれかに該当
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640 円/月	介護福祉士が 50%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350 円/月	① 介護福祉士が 40%以上配置 ② 常勤職員 60%以上 ③ 勤務年数 7 年以上の者 30%以上のいずれかに該当

※限度額管理の対象外となります。

加算項目	基本料金	算定内容
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	円/月	1 月に所定単位×14.9%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	円/月	1 月に所定単位×14.6%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	円/月	1 月に所定単位×13.4%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	円/月	1 月に所定単位×10.6%

※限度額管理の対象外となります。

※ご利用者やご利用月により変動があります。

ウ「自費料金」

食事	朝食代	346 円
	昼食代	653 円
	夕食代	653 円
日用品費	通い（おやつ代含む）	200 円
宿泊費	一泊	2050 円
おむつ代	おむつカバー（M・L）1 枚	85 円
	尿取りパット（昼用）1 枚	35 円
	尿取りパット（夜用）1 枚	55 円
	紙パンツ（M・L）1 枚	100 円

※ おむつ代はご自宅で使用されているものを持ち込まれた場合にはいたしません。
ご希望に応じておむつをまとめて購入していただくことも可能です。

<ご利用料金のお支払い方法>

1 ヶ月ごとのご利用料金の総額を計算し、利用月の翌月上旬に請求書を発行いたしますので、
毎月 20 日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a. 窓口での現金支払い b. 指定の口座への振込み（口座情報は請求書に記載） c. 金融機関口座からの自動引き落とし |
|---|

6 利用の中止、変更、追加

- 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービス提供が出来ない場合があります。その場合は他の利用可能日時を提示して協議をいたします。

7 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問介護サービス及び訪問看護サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその状況进行评估します。

8 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者にサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認いたします。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。（介護給付請求書も5年間保管します）
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由無く、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・ サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護予防支援事業等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、ご契約者又はそのご家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

9 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

養和病院	所在地	〒683-0841 鳥取県米子市上後藤 3 丁目 5-1
	電話	0859-29-5351

10 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 毎日 午前 9 時～午後 6 時 ご利用方法 電話 0859-38-1765 面接 看護小規模多機能ホーム仁風荘こうやまち 相談室 担当者 管理者 野崎 由美 法人総合ご利用者相談・苦情窓口 ご利用方法 電話 0120-416-534
米子市役所 長寿社会課	ご利用時間 土日・祝日、年末年始は休み 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ご利用方法 電話 0859-23-5156
鳥取県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 土日・祝日、年末年始は休み 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ご利用方法 電話 0857-20-2100

11 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、地域の医療関係者、法人代表者、事業所代表者など

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

※外部評価については、毎年度実施しています。概要については事業所に掲示しています。

12 非常災害時の対応

当事業所では、別に定める消防計画に則って非常災害時への備えを行っています。

防火管理者	亀尾 徹
避難・救出等必要な訓練の実施	避難訓練 年2回実施 消火訓練 年1回実施
消防用設備	避難誘導灯 家庭用火災報知機 スプリンクラー 消火器

13 事故発生時の対応

利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、米子市及び鳥取県、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、介護サービス利用記録と同様5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- ・ 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ・ 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ・ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、以下の取り組みを実施します。また、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに米子市及び鳥取県に通報します。

- ① 人権擁護、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

16 契約について

<契約の満了について>

次のいずれかに該当する場合には、契約は満了します。

- ① 利用者が死亡したとき。
- ② 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- ③ 事業者から契約の解除の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- ④ 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- ⑤ 利用者の要介護状態区分が非該当とされた場合

<利用者の解約権について>

- ① 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。
- ② 利用者は、次の各号に事業者が該当する場合には直ちに契約を解除することが出来ます。
 - ・ 事業者が、正当な理由なく介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
 - ・ 事業者が、利用者に対して守秘義務に違反した場合。
 - ・ 事業者が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

<事業者の解除権>

事業者は利用者に対し、利用者が非協力的など利用者と事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがない為、この契約の目的を達することが不可能となったときは、7日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

17 第三者評価について

当事業所では第三者評価を毎年1回実施しています。

- ・ 実施した直近の年月日 令和6年3月25日
- ・ 実施した評価機関の名称 有限会社 保健情報サービス
- ・ 評価結果の開示状況 事業所内に掲示

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が記名または署名をし、1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします（なお、署名等は契約書と一括して行います）。

個人情報の取扱いについて

看護小規模多機能ホーム仁風荘こうやまち

「個人情報」とは、介護記録をはじめとした諸記録や介護保険被保険者証等の個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

当事業所では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記の目的以外には利用いたしません。

＜介護サービスの提供に必要な事項＞

- ①医療・介護サービスの提供
- ②医療・介護・公費負担医療に関する保険請求事務及びその委託（レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ③厚生労働省、鳥取県などの関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・実地指導など
- ④当事業所が行う管理運営業務のうち、「会計・経理」、「介護事故の報告」、「利用者サービスの向上」など
- ⑤医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携
- ⑥他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）からの照会への回答
- ⑦ご利用者への介護サービスの提供等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧介護サービス提供に係る家族個人に関する情報、家族等への病状説明
- ⑨サービス担当者会議、その他ご利用者への医療・介護サービス提供に関する利用
- ⑩組織体制の変更等、ご利用者への介護サービスに関するご案内
- ⑪賠償責任保険に係る、医療・介護に関する専門団体、保険会社、弁護士等への相談又は届出

＜上記以外で当事業所として必要な事項＞

- ①当事業所が行う管理運営業務のうち「業務の改善のための基礎資料」、「学生実習への協力等」、「職員への教育研修等」、「症例検討・研究」
- ②個人を識別できないように配慮した上での学会・研究会等への発表
- ③当事業所の管理業務のうち「外部監査機関への情報提供」
- ④サービス利用経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

契約締結日： 令和 年 月 日

(事業者)

当事業者は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり利用者に対して契約書及び重要事項説明書等に基づいて、サービス内容とその重要事項及び個人情報についての取扱いを説明した上、サービス契約を取り交わしました。

事業者住所 鳥取県米子市上後藤 3 丁目 5-1

名称及び開設者 医療法人養和会 理事長 廣江 智

事業所名 看護小規模多機能ホーム仁風荘こうやまち [事業者番号： 3190200752 号]

管理者 野崎 由美

説明者氏名

(利用者及び家族)

私は、契約書及び重要事項説明書等に基づいて、事業者から看護小規模多機能型居宅介護サービスについての重要な事項及び個人情報の取扱いに関する説明を受け、サービス契約に同意しました。

また、介護報酬改定や税率改定における利用料金の変更において、契約書及び重要事項説明書を再度取り交わすことなく、別紙の利用料改定表を確認し、変更事項について同意します。

ご利用者：住所

氏名

家族 :

(続柄)

請求書・明細書及び領収書の送付先 上記住所と同様 ・ 別住所地に送付

請求書等の発送先：住所

(上記住所と同様であれば記載不要)

氏名

(身元引受人及び連帯保証人)

身元引受人及び連帯保証人は、上記利用者の身柄に関する一切の引受けをします。また、貴事業所に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額（限度額）100 万円の範囲内で連帯して保証します。

住所

氏名

電話番号

※本契約における極度額（限度額）は 100 万円とする。